第28回 民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第28回民間資金等活用事業推進委員会

日　時：平成24年１月13日（金）9:00～11:00

場　所：中央合同庁舎第４号館12階1208特別会議室

出席者：

【民間資金等活用事業推進委員会委員・専門委員】

渡委員長、宮本委員長代理、伊藤委員、小林委員、佐藤委員、野城委員

赤羽専門委員、石田専門委員、江口専門委員、加治専門委員、嘉藤専門委員、滝口専門委員、野元専門委員、橋本専門委員、廻専門委員

【内閣府】

園田内閣府大臣政務官

民間資金等活用事業推進室

栗島室長（大臣官房審議官）、上田参事官、高野参事官、倉野企画官

議　事：（１）基本方針改正について

（２）官民連携インフラファンド創設について

○事務局　それでは、まだ御到着でない委員もいらっしゃいますけれども、定刻でございますので、ただいまから第 28 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。

私は、本委員会の事務局でございます、内閣府民間資金等活用事業推進室の室長をしております、栗島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、先般委員の改選をさせていただきましたが、その後の最初の会合でございますので、委員長選出までの間、議事の進行を事務局の方で務めさせていただきます。

本日はお忙しい中、先生方には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は９名の委員のうち、６名の方の御出席をいただいております。民間資金等活用事業推進委員会令第５条第１項に規定いたします会議を開き、議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、初めに委員の御紹介をさせていただきたいと存じます。委員の皆様におかれましては、平成 24 年１月 10 日づけにて任命手続を了したところでございます。全員で９名の委員に御就任いただいておりまして、そのうち３名の方は本日御欠席ではありますけれども、今般の委員改選によりまして、新たに御就任をいただいております。

それでは、五十音順で御紹介させていただきます。

伊藤陽子委員でございます。

小林麻理委員は御出席の予定でございますが、遅れていらっしゃいます。

佐藤主光委員でございます。

宮本和明委員でございます。

野城智也委員でございます。

渡文明委員でございます。

このほか、本日は所用により御欠席でございますけれども、谷口綾子委員、根本祐二委員、柳川範之委員に御就任いただいてございます。

引き続きまして、本日は専門委員の皆様方にも議論に御参加いただくこととしておりますので、専門委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと存じます。専門委員の皆様につきましても、平成 24 年１月 10 日づけにて任命手続を了したところでございます。全員で 11 名の専門委員に御就任いただいておりまして、そのうち１名の方が今般の委員改選によりまして、新たに御就任いただいたところでございます。

それでは、五十音順で御紹介をさせていただきます。

赤羽貴専門委員でございます。

石田直美専門委員は御出席の予定でございますが、遅れていらっしゃいます。

江口直明専門委員でございます。

加治資朗専門委員でございます。

嘉藤隆専門委員でございます。

滝口新市専門委員でございます。

野元和也専門委員でございます。

橋本恵治専門委員でございます。

廻洋子専門委員でございます。

この他、本日は所用により御欠席でございますけれども、小幡純子専門委員、土屋雅裕専門委員に御就任いただいております。

今、御到着されたばかりですけれども、改めて、小林麻理委員を御紹介いたします。

続きまして、本委員会の委員長の選任をお願いしたいと思います。民間資金等活用事業推進委員会令第２条第１項によりますと、委員の皆様方の互選により、委員長をお決めいただくこととなってございます。どなたか御提案がございましたら、お願いいたします。

○Ａ委員　これまでも委員長として本委員会をとりまとめてきていただいております、渡文明さんに引き続き、委員長をお願いできればと思います。

○事務局　ありがとうございます。

ただいまＡ委員から渡委員に委員長に御就任いただいてはどうかとの御提案がございましたけれども、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○事務局　それでは、互選により渡委員を委員長に選出していただきましたので、渡委員におかれましては、委員長席にお移りいただきますようにお願いいたします。

（渡委員、委員長席へ移動）

○事務局　それでは、渡委員長から就任の御あいさつをお願いいたします。

○渡委員長　ただいま委員の皆様から御推挙いただき、引き続き委員長を拝命いたしました、渡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

就任にあたり一言御挨拶を申し上げたいと思います。皆様ご高尚のとおり、PFI 事業は、財政難の中で社会資本の整備を進める上で重要であると同時に、民間の事業機会や新しい資金の流れをつくり出すという観点からも、非常に大事な施策であると認識しているところでございます。

当推進委員会では、一昨年に PFI 制度の諸課題につきまして、問題点を中心に議論を行い、今後の方向性について中間的とりまとめを行いました。このうち、法改正が必要なコンセッション方式の導入、対象施設の拡大といった項目につきましては、昨年、法改正の実現を見たところでございます。

今後は、本日の議論内容である法改正に伴う基本方針の改正、さらに、ガイドラインの改正等も行っていかなくてはなりません。

また、中間的とりまとめで検討課題として残されている問題が数多くあり、例えば、入札手法の改善や資金調達の環境整備などの問題につきましては、今後、当推進委員会で議論していくことが大事であると思っております。

一方、政府におかれましても、インフラ事業、特に独立採算型の PFI 事業を資金面から

バックアップするために、国の資金を新たな呼び水に官民でインフラファンドを組成して、リスクマネーを提供することで、インフラ事業への民間資金の新たな流れを作り出し、ゆくゆくは、インフラ投資市場の発展を目指すべく検討を進めております。我々委員会としても、こうした政府の検討に対し、インフラファンド資金が有効に活用されるように、適宜提言を行っていく必要があると考えております。

このほか、震災復興においても PFI を活用することが必要であるため、推進委員会としても、実務的な観点からワーキンググループを設け、目下、事務手続きの簡素化等につきまして、検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、この PFI 推進委員会において、検討すべき事項は非常に多岐にわたっております。その意味では、委員の皆様をはじめ各界各層の御意見をお聞きしながら、問題点を一つひとつ検証し、着実に回答を出していくことが必要であります。私も全力を挙げて任務を全うしていきたいと考えております。そのためには、この委員会の円滑な議事運営が必要でございますので、委員の皆様におかれましては、以前より増して、御協力あるいは御指導を賜りますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

簡単でございますけれども、就任に当たりましての御挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局　ありがとうございました。

ここで石田直美専門委員が御到着でございますので、改めて御紹介いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、渡委員長の方でお進めいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○渡委員長　それでは、議事を進めてまいります。

まず、委員長代理の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第２条第３項の規定によりますと、委員長が委員長代理をあらかじめ指名することとされております。したがいまして、私から指名をさせていただきます。

委員長代理は宮本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮本委員　お引き受けいたします。

○渡委員長　それでは、宮本委員長代理から御就任の御挨拶をいただきたいと思います。

○宮本委員　今、委員長代理を御指名いただきました、宮本でございます。

今、渡委員長からもお話がございましたけれども、PFI は新しい曲がり角に来ているのではないかと私も思っております。震災絡みのこともありますし、従来型からいろいろな分野で本来活用すべきところで活用されていないということもございます。そういうところにできるだけ範囲を広げていけるような形に少しでも貢献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○渡委員長　ありがとうございました。

それでは、本日はお忙しい中、園田政務官に御出席をいただいておりますので、政務官から御挨拶を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○園田大臣政務官　皆さん、おはようございます。

第 28 回の PFI 推進委員会ということで、御多忙の中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は委員の皆様方、専門委員の皆様方の改選後の初めての委員会という形になりますので、そういった意味では、皆様方のそれぞれの各分野で大変御多忙の中ではございますけれども、委員あるいは専門委員をお引き受けいただきましたことを私からも御礼を申し上げたいと思っております。

先ほど委員長、委員長代理を選出していただいたわけでございますけれども、渡委員長の下、委員の皆様方、専門委員の皆様方の活発な御議論の中で、この推進委員会の御提案によりまして、あるいはまた、しっかりとしたチェックの中において、PFI 事業が我が国において推進されること。それをしっかりと私どもも受け止めさせていただいて、頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、昨年の国会でございますけれども、お陰様で委員会からのさまざまな御提案をいただいた上で、私ども政府としても国会に法改正の提出をさせていただいて、お認めをいただいたところでございます。

今後は、基本方針、ガイドラインの策定が必要となってまいります。適切に行っていく必要があるということでございますので、委員の皆様方や専門委員の皆様方の適切な御指導を賜ればと思っております。

先ほどもお話がありましたけれども、昨年は東日本大震災がございました。この復興基本方針の中においても、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや、官民連携、ＰＦＩによる復興の促進という目標が記載されております。地域の皆様方からも御意見をいただいている民間資金を活用して、復興に資するものとして役立てていきたいという期待もこの中でございます。

そういった意味で、先ほど委員長からもお話がありましたけれども、使い勝手のいい形で、この復興に少しでも資するような形で推進していければなという期待も持たせていただいているところでございます。そういった意味で、この基本方針とガイドラインの作成というものは大変重要になってまいりますので、更に皆様方のお知恵と専門的な見地からの御指導をいただければと考えておるところでございます。

先ほどお話がありました、昨年から民主党の方でもさまざまな御議論をいただく中で、今、政府内でも最終の詰めをさせていただいているところでございます。いわゆる民間資金の呼び水をしっかりと投資市場の中で付けていく必要があるのではないかという御提案をいただいたところでございます。

新たに官民連携のインフラファンドの創設に向けて、私どもも全面的にこれを行ってまいりたいと考えているところでございますけれども、そういった面では市場の皆さん方、知見というのも大変重要になってくるわけでございますので、委員会の皆様方からのさらなる、さまざまな前向きな御提言、御提案などもいただければ幸いに存じているところで

ございます。是非今後とも推進委員会の果たす役割というものは、重要な位置づけになってまいりますので、大変御多忙とは存じますけれども、是非お力添えを賜れればと考えております。

どうぞ今年１年、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げて、御挨拶に代えさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。

○渡委員長　どうもありがとうございました。

園田政務官は大変公務ご多忙であり、この後所用がございますので、ここで御退席されます。

それでは、園田政務官を、拍手をもってお送りください。（拍手）

（園田大臣政務官退室）

○事務局　それでは、報道の皆様は御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○渡委員長　それでは、最初の議題に入らせていただきます。

昨年の通常国会で成立いたしました改正 PFI 法の施行に伴いまして、PFI 法第４条第１項に基づき、政府が定める「特定事業の実施に関する基本的な方針」、いわゆる「基本方針」を改正する必要があります。

基本方針を改正する際には、同法第 20 条の２第３項の規定に基づきまして、基本方針の案について、民間資金等活用事業推進委員会、つまり当委員会の意見を聞かなければならないこととなっております。

これを踏まえまして、まずは基本方針の改正案の概要につきまして、事務局から説明を聴取したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局　御説明をさせていただきます。

資料１をごらんください。委員、専門委員の皆様には、概要のほかに案文の方をお付けしていますので、両方を見ながら御説明をさせていただきます。

では、御説明をいたします。まずは基本方針そのものでございますが、今、委員長から御説明がありましたとおり、PFI 法４条に基づきまして、政府が基本的な方針を定めることとされております。

今回は条文の位置づけが変わりまして、従来は内閣総理大臣が決定ということになっておりましたが、閣議決定という位置づけになっております。23 年の PFI 法改正に基づきまして、例えば公共施設等運営権等に関する基本的な事項を改めて策定するということも盛り込まれておりますので、この際、基本方針というものを改正する必要があるということでございます。手続的には、各省各庁の長の協議、当委員会の意見聴取を経まして、推進会議が案を作成して、閣議決定という手続になる予定でございます。

では、この概要に即しまして、内容を説明させていただきます。横長の案文のページと照らし合わせながら御説明いたします。

「１　民間事業者からの提案制度関係」でございます。委員、専門委員の皆様方は、案

文の 14 ページをお開きください。（１）の部分でございます。民間事業者が提案するに当たりましては、当然のことながら、公共施設管理者等側のいろいろな情報というものを基にするということが必要でございますので、公共施設等管理者側の体制の整備の一環といたしまして、必要な情報の公開に努めるといったことを盛り込んでおります。

15 ページ、（３）、（４）、（５）の部分でございます。提案を行った民間事業者、その中には当然、民間事業者にとって必要なノウハウ、その後で今度は実際の入札手続の中で自社が勝ち抜いていくための重要なノウハウといったものが入っている場合もございます。

そこで、まず（３）において、一般的にノウハウの漏えい等を防止して、ちゃんと正当な利益が損なわれることがないようにといったことを記述し、もしも実施方針を定める提案に基づいて、実施方針を定めるということになった場合においても、当該民間提案者のその後の入札手続の中の提案に盛り込まれるような事項に関しては十分に注意をして、その部分に関しては実施方針の記載について、十分な配慮をするようにといったことが（４）に盛り込まれております。

16 ページ、（５）でございます。逆に民間提案を受け付けないという場合に、一定の公表ということが求められるわけでございます。例えばその後に続く方々が似たような無駄な提案をすることがないようにとか、そういった意味で必要な場合には、情報公開をしているわけですけれども、不採用の場合であっても公表する場合には十分なノウハウ等に対する配慮といったものをして、その上で公表するのだといったことが（５）に記載されているところでございます。

概要に戻りまして、１の３つ目のポツでございます。

19 ページの（８）でございます。これは民間事業者の皆様方から説明会等の場においても、いろいろと要望があった案でございますけれども、やはり民間提案をした後ということに基づいて、事業が事業化されるという場合には、民間提案の汗かきの部分を何らか評価していただけないのかという声がございました。この点に関しまして、現在、PFI 事業は一般的には総合評価において、提案内容、事業者の能力等を価格と一緒に評価して、その上で最も適した事業者を選択しているわけでございますが、その過程の中で当該事業者が提案するだけの能力があったということに関しても十分評価することができるのだと。適切に評価するようにということを（８）で記載してございます。

次に「２　技術提案制度の取扱い関係」でございます。

案文の方では 22 ページの（２）でございます。これは入札手続の中での今度は技術提案でございます。技術提案に関しまして、しっかりと改善の機会を与えるようにと。つまり、最初に技術提案をしてきたものの中で、もうちょっとここのところを変えれば、よりよくないというような場合には、相手方に対して、その改善を求めたり、改善の機会を付与したりということも積極的にするようにといったことを記載してございます。

続く（３）の部分でございますが、今回改めて、新たに高度技術提案型の制度を導入してございます。その場合には、もしも高度な技術提案が行われる場合には、予定価格の見

直しといったことも可能になっております。ですから、そうした予定価格の見直しを行う場合の予定価格に関しては、適切に設定するようにというようなことを２番目のポツで記載してございます。

「３　実施方針の策定の見通し関係」でございます。これも条文で、従来の公共事業において行われているものと同じように、年度の初めに発注の見通しというものをちゃんと公表するようにということを法律で規定したわけでございます。

23 ページの３の部分でございますが、この場合、一般の事業者にしてみますと、公共事業の発注の見通しと、PFI 事業の発注の見通しは、一般的には事業者にとっては、一遍に見られれば一番わかりやすいものでございますので、発表するときには、できるだけ同じタイミングで、あるいは一体的にというような配慮をして、わかりやすく公表してくださいというような、そういう工夫をしてくださいといったことを記載してございます。

「４　公共施設等運営権関係」でございます。

案文では 33 ページ、まず、法に規定する費用以外の金銭の負担の話でございます。法律では立法的な制約の問題で、コンセッションフィーに関しましては、当該施設の建設等にかけた費用の範囲内でコンセッションフィーが徴収できますよという条文になっておりますが、契約に基づいて、それを上回る部分を取るということは何の問題もございません。そういったことができるのだと。やる場合にはちゃんと実施方針に書いてくださいねといったことを、この 33 ページの（ロ）の部分に記載してございます。

続く（ハ）の部分でございますが、料金等の定め方でございます。料金を定めるときには、事業者の自主性を尊重するとか、差別的な取扱いをしないであるとか、利用を阻害するような著しく不適切な料金設定をしないとか、そういった点に関する料金設定の留意事項といったものを（ハ）の部分に記載してございます。

３番目のポツでございますが、34 ページの（２）の部分でございます。運営権を設定する場合に、登録簿はあるわけでございますが、それとは別に選定事業者に対して、設定書を交付するようにといったことを記載してございます。

４番目のポツでございますが、公共施設等に対する運営権の設定に関しまして、この部分に関しては、案文の一番後ろに「公物管理権と公共施設等運営権との関係」という表が付けてあると思います。こうした公物管理法の公物管理権との関係を少し整理して、ほとんどの場合は適用できるのですが、このままですと閣議決定にはそぐいませんので、各省庁の皆様方と表現ぶりをしっかりと精査しながら、わかりやすく示していきたいという部分でございます。

最後のポツでございます。39 ページの「３　運営権の移転に関すること」でございます。今回、運営権を移転するということが一番大きなポイントでございます。独立した財産権として移転できるというところが一つのポイントでございますので、その場合に公共施設等管理者の許可にからしめられることになっておりますので、その部分に関して、実施施設の利用者なり債権者等の利益というものを十分に考慮しながら、その許可運用に関して、

適切、円滑な運営権の移転ができるように、公共団体においては事前の条例手続もございますが、そうしたものに関して、しっかりとした配慮をするようにといったことを記載するということにしてございます。

「５　職員の派遣等の支援関係」でございます。

41 ページ、ここでは２つのことが書いてございます。１つは、行った職員というのはその後でちゃんと役所に戻ってくるということで、一方通行の天下りではございませんと。そういったことは想定していませんといったことが書いてございます。

下段の部分でございますが、職員の派遣のほかに、例えば出張でアドバイスをするとか、講習会をするとか、そういった人的な支援はいろいろなものがございますといったことがここに書いてございます。

「６　民間資金等活用事業推進会議関係」でございます。

46 ページ、これは法律をつくるときに附帯決議等でも記載されたことでございますが、委員会と推進会議は役割が違いまして、推進会議はあくまで政府の中の推進体制の問題でございますので、その役割の違いといったものをしっかりと踏まえて、相互に補完しながら、しっかりと役割を果たすように、推進会議の方は留意していくといったことを記載させていただいております。

ポイントはこうした点でございます。また議論の過程の中で必要があれば、細かい御説明を追加させていただきたいと思います。

以上でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問がございましたら、御自由にお願いいたします。

○Ｂ委員　今の基本方針の改正ですけれども、実際に走っておりますさまざまな事業での課題というものを取り込んで、また、昨年度のこの委員会の議論を踏まえて、大変充実した内容になっていると思います。

先ほど、委員長や政務官の御挨拶の中で、この数を増やしていく、あるいは使い勝手をよくしていくという点を私なりに解釈させていただきますと、それぞれの事業は非常にダイナミズムを持っております。個別具体な条件を持っていまして、その事業の担当者の人たちに対して、御説明いただいた基本方針は内容は大変結構ですが、それをそれぞれのダイナミズムのある事業に翻訳していただくか辺りが、これから一つの大きな仕事になっていくと思います。

例えば最初に御説明のありました、民間事業者のノウハウというものの保護と、差異はあるけれども、そこで出てくるさまざまな事業全体として見れば大事な提案、あるいは継承すべき知恵というものをどうするかという折り合いでございます。これはガイドラインとしてはここまでですが、後は事業者の方々に役立てていただくとすると、これを踏まえた一種の例題集。過去にそれに見合うベストプラクティスがあれば、その事例を何らかの

方法で、その情報にアクセスできるように、国自身が公表する必要もないと思いますけれども、何らかの方法でそういうベストプラクティスが届くようにする必要がある。

あるいはまだ基本方針の中で、そもそも事例がないようなものがあるとすれば、架空かもしれませんけれども、それは具体的にはこういうことであるということを示していただくようなことがあると、この基本方針を示していただいた内容というのが事業者に届いて、先ほど申し上げた最終目標に貢献するのではないかと思いますので、そういった具体的な事例集、例題集みたいなものの情報をつくって、アクセスできるようなことを御検討いただけたらということを希望いたします。

○渡委員長　ありがとうございました。

事務局より、今のご意見について回答願います。

○事務局　ありがとうございます。

これは基本方針なのですが、基本方針の下にもう一つ、制度としてはガイドラインがございます。冒頭に申し上げたが、今回は基本方針が閣議決定という形で、決定手続を格上げしてしまっていますので、従来の担当大臣である内閣総理大臣が自分で決めるというものよりも、もう少し手続的には重くなってしまって、レベルが上がった文章になっているので、書けることの制約がある程度出てきてしまうのですが、ガイドラインでまず例題集というのではなくて、もう少し細かくお示しをしないと現場では分かりににくいのかもれしない。特に今回新しくつくった提案制度に関しては、そういったものと思っております。

更に今、御指摘をいただいた例題集のようなものは、しっかりと蓄積を図るという意味でも工夫をしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○渡委員長　Ｂ委員どうぞ。

○Ｂ委員　しつこいようですけれども、特に発注される行政の現場にいらっしゃる方というのは、日本の法律では割と解釈法規で、英米法のように何を意図しているかというとよりは、この条文を一生懸命お読みになる慣性があって、それがときどき事業のダイナミズムとかなり離れた現実を生んでいることもありますので、そういう意味では何ができるか、何ができないかみたいな、かなり直截な情報が現場に届くような工夫をしていただけると、更にこの下にありますガイドラインを見て、その解釈をどうしたらいいかということで、現場の方々が議論をするのは、ある意味では正しいのですが、ある意味では大きな大局を外したような議論になってしまう可能性もありますので、そういったところを工夫いただければということを希望いたします。

○事務局　しっかりとやってまいります。

○渡委員長　ありがとうございました。

Ｃ専門委員、どうぞ。

○Ｃ専門委員　今の御説明をありがとうございました。基本方針について、かなり踏み込んで、いろいろと改正をしていただいているとおります。

まず、総論的に一つ、事務局の方にお伺いしたいのは、中間的とりまとめの中にも、要は民間投資の促進、インフラ整備ということで、多様な投資家の参加を可能として、SPCの株式の譲渡、契約上の地位の譲渡を弾力化するために措置を講ずるとか、元に戻ると、新成長戦略の中にもリスクマネーを供給するというところがあったと思っています。

これが基本方針になじむかどうかという問題もお聞きしたいのですが、その辺りは改正案の前文といいますか、本文に入る前の辺りに入るのではないかとは思っていたのですが、特に５ページ、６ページの第二、第三の辺りです。公共サービスとの行政の関わり方、第三のところが、民間の事業機会を創出すること。第三の辺りに、資金調達としてプロジェクトファイナンス等、新たな手法を入れるというところです。

実は第二、第三のところは 10 年前と変わっていないので、この辺りかどこかに、要は今度はリスクマネー、いわゆるエクイティ投資という感じの文言が入るのかなと予想はしていたのですが、その辺りをどこかで読み取れるかなというところがまず総論的な質問です。

それに関連しますと、あちこち飛んで申し訳ないのですが、このドラフトですと 44 ページです。42 ページから始まる「六　法制上及び税制上の措置並びに財制上及び金融上の支援に関する基本的な事項」でいろいろなことが入っているのですが、44 ページの（７）にもプロジェクトファイナンスの収入。

そこは協定のところで実施契約と書いていただいているのですが、その（６）、（７）の辺りも「民間の円滑な調達が機能となるように配慮し」というところですが、これは（６）、（７）はそのままでいいと思いますが、ここも 10 年前と変わっていないということなので、今後、特に今回の改正法の目玉であるコンセッションの場合には、今後もインフラファンドも含め、いろいろなリスクマネーが入ってきて、要はエクイティ投資家ということが入ってくるわけですが、それに出資という形の投資が重要なのに、その出資のところの強調といいますか、先ほど出ていましたけれども、流動性の確保という辺りがどこかに現れているのかなというところが、総論的にまず１点でございます。

技術的なところもよろしいですか。今のが総論的なところですが、もう一つ、先ほど委員長からも御説明がありましたように、入札手続。これは以前から重いところで、いろいろなコンセッションをするときに、どういうふうに入札手続をするんだということがありました、その辺りは事務局の御説明で、手続の柔軟化というところでは、19 ページの（８）の民間提案のときの民間事業者を適切に評価するところとか、22 ページの技術提案を積極的に活用するために技術内容の一部を改善するようにしてくれとか、その辺に反映を丁寧に入れていただいていると理解しています。

22 ページの（３）の高度技術提案のところについては「最も優れた提案を採用できるように」と書かれていますが、例えばいろいろなコンセッションですと条件そのものを提案するような形の手続で、従来の入札手続はと違うんだという辺りを、以前から調整できますかというお話を差し上げていたところですが、その辺りの状況、もしくは今後どういう

ふうになるのかを聞きたいというのが２点目でございます。

それに関連すると、23 ページの予定価格ですけれども、コンセッションで運営権を設定する場合の予定価格。お金をもらう場合の予定価格はわかりやすいのですが、その辺は詳しくないものですから、コンセッションの場合の予定価格はどういうことを言うのかという辺りも併せて、２点目をお聞きしたいところです。

長くなってしまうのですが、簡単にまいります。

４ページ、今度は新たに総論のところで「公共施設運営権の活用等を通じた自由度の高い運営により民間の創意工夫が生かされること」を入れていただいて、「等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減」ということですが、民間の創意工夫で事業コストの削減と財政負担の縮減、この辺のつながりが、そういうことなのかなというのが若干疑問がございます。

16 ページ、（５）民間提案を受け入れた手続のところですが、実施方針に定める必要がないと判断したときは、その旨を民間事業者に通知するということでいいのですが、その場合に理由を付すんですね。要はやらない理由は教えていただいた方がいいのかなということがありまして、その辺りをどこかで反映されているのでしょうかという質問でございます。

34 ページの（３）、先ほど私が聞き落したのかもしれませんが、「（３）（公共施設等に対する運営権適用に関する記載について今後調整）」というのは、先ほど御説明いただいた、この紙との関連でございますでしょうか。

○事務局　そうです。

○Ｃ専門委員　わかりました。それは結構です。何らかの形で文章化すると理解をしております。

あと２点だけでございます。

46 ページの先ほど事務局から御説明がありました、まさに新しく作られた推進会議のところです。ここは先ほどの公物管理権と公共施設等運営権との関係にも関係するのかもしれませんが、個別事業法での規制についての要は相剋といいますか、その調整機能はこの会議で多分やるということ。閣僚をメンバーとする会議ですので、例えば個別法でさまざまな個別規制法でできないと言われていることをやろうとする場合には、ここで調整をすることが予想されているかということを確認したい。もしくは何らかそこで反映されるかということです。

最後に、これは以前から御指摘しているところですが、54 ページの指定管理者制度のところです。ここのところは地方自治法 244 条の２第３項、要は公に施設の場合の指定管理制度の適用ですが、ここの書き方は従来どのような適用関係があるかというのをクリアにしていただきたいというコメントが委員会でもあったと思いますが、「規定を適用するときは、類似の手続を行うことにより、手続の負担を緩和する等、両制度の運用に留意が図られるように適切に配慮すること」、これは要は重畳適用する場合もあるし、ない場合もある

ということを前提にして読めばいいのでしょうか。

長くなりましたが、以上でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。

それでは、事務局の方から、ご質問につき、それぞれご回答お願いします。

○事務局　では、お答えいたします。

まず、エクイティの投資の関係、出資の関係、44ページの部分で記載という御指摘がございました。これはいろいろな考え方があると思いますが、先ほど委員長からもございましたが、インフラファンド関係で出資の部分、多様な資金が入るような仕組みを官民で一体的に整備していこうというための方向性を予定しております。

一応そういう法改正をこれから出して、法律がPFI法改正をした後で、そういったことを踏まえて、基本方針でどのように受けるかというところで、私どもとしては論ずる問題ではないかと。今の政府の取組みとしては、問題意識は勿論持っているわけですけれども、その問題意識はまず制度改正という形で、政府一体として、閣議決定という形で法律案をつくり、国会で御審議いただいて、官民一体の流動化あるいは多様な資金が集まるような仕組みは重要だと。そのためにこういった仕組みをつくろうというものをまずお認めいただいた上で、それを踏まえて、もしも必要があれば、どういうマーケット、もしくは資金マーケットというものを目指していくのかということも含めて、記載すべきは記載するような形で基本方針に取り組んでいきたいというのが、基本的な私どもの考え方でございます。

同じく、エクイティの流動性の話をいただきました。この部分に関しましては、先生も御存じのとおり、契約ガイドラインの方で今、いろいろとルールを定めております。この部分に関して、流動化を妨げるのではないかという御議論がございますので、まずはその部分に関して、どういう形で直すのか、直さないのか。そういったことに関して、年度内めどくらいでまず御議論をさせていただきたいと考えております。

次に19ページ、22ページ、入札手続の中で、条件のビットのようなものが入るのかという話でございます。条件ビットは言葉の意味がもしかしたら共有できないかもしれませんが、要は入札手続の中でこういうものをつくりたいというものの中で、今の入札手続の中では、一般的に総合評価、ものによっては企画競争で、それは発注者側が手続を選びまして、手続を取っていますので、その中で提案項目として採用されているものであれば、その条件によって優劣を決めるという仕組みになっております。要は入札の条件の設定の仕方の問題か、あとは総合評価と企画競争のどちらを選ぶかという問題ではないかと考えております。

コンセッションに予定価格というものがあるのかということは、もう一度これは確認をしてから正式なお答えをしたいと思いますが、一般的には入札手続はコンセッションフィーを取るという場合には、予定価格とう概念は会計法では、たしかなかったように私は承知しております。

４ページの創意工夫によるという表現、運営権に関わる財政負担効果でございますが、公共施設等運営権というもののコンセッションフィーの考え方というのは、生涯の収入というものを現在価値に割り戻すというものでございますから、そこでもしも財政縮減効果というものがあるとしますと、それは単純に現在価値に割り戻したという部分ではなくて、当然そこに民間ならではの創意工夫というものがあって、例えば利用者像を図るとか、コストの削減を図るとか、そうしたことによって単純な将来の利用収入、想定した利用収入の現在価値以上の価値がそこに生み出される。

それによって、コンセッションフィーというものもある程度その反映を受けて、価値が上がって、その価値の増収部分を反映して、コンセッションフィーの増大という形で、あるいは公共のコスト削減という形で、財政的にメリットを生ずるというような文章の構成として、ここは記載させていただいております。

16 ページ、理由の通知でございます。これは事務的なミスで申し訳なったのですが、前日にお送りした（５）の部分で、この理由の部分がワープロミスで入っていなかったと思いますが、今日渡した方では（５）の 16 ページの２段目に、その旨及び理由をというふうにワープロミスを直しました。

Ｃ専門委員からは、要は提案を受けないとしたときに、理由もちゃんと明らかにするんですねという御指摘でございましたが、案文では入れてございます。理由もちゃんと相手方に示すというようにしてございます。

34 ページ、別表の話でございますが、先ほど御確認があったとおり、まさにこの別表の部分をどう記述するかという部分も含めて、そもそも別表の書き方によって、ここの柱書きの書き方も変わってきますので、ここで書くんですけれども、調整してから書きますと。各省の皆さんは前回説明のために短冊の部分だけをつくって、お付けしたような表をつくりましたので、これをこのまま閣議決定という形では並びも全然整なっていないので、柱書きも含めて調整をさせていただきたいということでございます。

46 ページ、会議の機能でございます。機能としては、恐らく御指摘のあったような諸々の総合調整機能も想定はされると思います。ただ、これは委員会に関しても、委員会なり推進会議でどういう議題を取り上げて、どういうように議論を進めていくのかということは、例えば PFI の委員会なら委員会、推進会議なら推進会議において、こういったことを議題にして、こういうように取り組んでいこうというようにお決めになるというのが筋であって、それをこういった文章において、必ずこういったことをやるんだとか、こういったことを議論するんだということを書いてしまうというのは、レベルが違うのかなということで、想定は勿論、議論の内容を制約することはないのですが、ここでこういったことをやるという閣議決定文書である基本方針で、この会議ではこういった議論をするとか、あるいは PFI 委員会ではこういった議論をするということを拘束するのは、ちょっと違うのかなということで、ここには書いてございません。

54 ページ、指定管理者との重畳適用の話がございました。要は公の施設に該当するかど

うかがポイントでございまして、当該施設が公の施設に該当するという判断がなされれば、これは地方自治法に基づいて指定管理者制度が適用され、もしも当該施設を運営権の対象にすることになれば、両方の制度が適用されることになります。

その場合にあっては、重量手続がほぼ同じようなタイミングで、似た重量手続を両制度で通らなければいけないということになりますので、そうしたものは同じ手続で手続を取るようにちゃんとしていきましょうねということをしていきたいということです。ですから、常にコンセッションをやるときには、重量適用になることを申し上げているのではなくて、公の施設に該当するという判断があるのであれば、当然のことながら両制度が適用されることになってしまうといったことをここで説明して、その場合はやむを得ないので、合理的にやっていこうということでございます。

以上でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。

Ｃ専門委員、今の回答でよろしいいでしょうか。

○Ｃ専門委員　ありがとうございました。２～３点確認させてください。

エクイティのところはリスクマネーの話で、インフラファンドの法改正をやった後に基本方針で改正することがあり得るということで、それならばそれでいいかなということは考えております。

条件ビットのところですが、今、事務局から御説明がありましたが、私のイメージはもう少し進んでいて、例えば規定の仕方、期間でもコンセッションが 15 年以上と。好きに期間を設定してください。30 年でも 50 年でもいいと。それによってプライスも関わってくるし、いろいろな内容も変わってきて、Ａさん、Ｂさん、Ｃさんというビッターがいますといったときに、これはここの議論かどうかわかりませんが、実務的には従来の入札制度という中でとらえきれるのかなと。

入札、総合評価、一般競争入札、要は特定に関するわけですけれども、それをＡさん、Ｂさん、Ｃさんとそれぞれ対話をしながらいい条件を引き出し、一番いいものを最終的に選ぶんだという手続が本当にそれでできるのかなという前からの議論でありまして、それが今の御説明だと、条件そのようなこともいわゆる入札、総合評価一般競争入札も入札ですが、あとは公募プロポ側に入るのかもしれませんが、そちら側でやると。

もし、そちら側でやるのであれば、ここでそういったせっかく高度技術提案だけではなくて、いろいろなことがコンセッションでは条件が提示されることがあるのですから、その辺りも広げて書いておかれたらいいのかなというのが、やはりここは民間企業にとってはかなり大きいところなので、メッセージ性を出した方がいいのかなというところが２番目でございます。

最後の指定管理者制度のところは、公の施設に該当するかどうかは、そもそも地方自治体の御判断というところが多分あると思いますので、若干手続的に指定管理者制度が譲渡できないとか、そもそも法律のところでうまく適合できるかどうかという問題はあります

が、地方自治体はまずは第一義的に判断するのだということのメッセージとも受け止めましたので、その点で、特に２番目、３番目の点を確認ということでございます。
○渡委員長　事務局、お願いします。
○事務局　３番目の方から申しますと、おっしゃるような解釈を私どもも共有しております。公共団体の最終的な当該自分が持っている施設が、公の施設に該当するかどうかという御判断だと思います。それは PFI 制度とは離れた御判断でもございます。
　２点目のお話でございますが、御指摘のあった、例えば運営権をするときに、機関に関して提案ができるというお話でございましたが、30 年なら 30 年、つまり入札広告をするときの条件設定の問題だと思っております。
　ただし、提案を受け付けて、提案がある場合には、その提案の期間とすることができるとか、もしくは提案を受け付けることができるという形にしておけば、今でも別に通常の公共事業においても仕様として、後で物を特定しておき、その中の一部に関しては、提案によって変更することができるという形で入札をすることは行われておりますので、それ自体ができないとは考えておりません。
　逆に全く企業が決めずに、好きにやってと言われると、事業者側も公共団体側も一体何年くらいを基準にしてもいいのかというところで、逆に混乱を来すと思いますので、そういう意味では、普通に考えてみると、大体何年くらいということを示しておいて、しかし、それ以外の例えば５年とか 10 年延ばしたいとかいうような提案があれば、その提案をいただくという形で、それはほかの構造の部分も同じですが、今の制度でできないというような運用は、ほかの分野でもなされていないと私は承知しております。
　そうした点に関して、細かい技術的な話になりますので、基本方針で書くような内容とも思えないのですが、おっしゃるような点が実際に入札する方々にとって、もしくはこの制度を運用する方々にとって、非常に大きなポイントだということは、私どもも重々認識しておりますので、恐らくガイドラインはコンセッションに関しては、制度に関してですけれども、大幅に書き込めなければいけないという認識を持っておりますので、その中でしっかりと書いていきたいと考えております。
　以上でございます。よろしいでしょうか。
○渡委員長　完全には御納得されていないかもしれませんが、ガイドラインのときに議論する内容でもございますので、ほかの方々の御質問を受けたいと思います。よろしくお願いします。
　ほかにございますか。Ｄ専門委員、どうぞ。
○Ｄ専門委員
　去年は PFI 法の改正と、今は基本方針の改正ということで、PFI の制度改正に関して、かなり進歩したかなと考えております。ただ、冒頭でも皆さんがおっしゃっているように、これからそれを具体化して、現場の方に浸透させていくというのが非常に大事なことだと思います。あとは簡単な問題ではないので、大きな課題、小さな課題がたくさんあると思

います。

そこでお願いしたいのが、工程表をつくっていただきたいんです。恐らく今つくれるのは大体のことで、この基本方針をガイドラインに落として、いつ説明会をして、パブリックコメントを聞いて、それを修正して、いつまでに確定するのかということ。中間的とりまとめはかなり取り組まれておりますが、若干の積み残しもあるかと思います。その辺を委員の改正があったし、今年は 2012 年で初めてということなので、ここ半年、１年くらいの工程表をつくっていただきたいと考えております。

今後のＰＦＩに関心のある方から、法律改正後どうなるのかとの、質問を受けることがあります。この PFI 推進委員会もスケジュール感を持って課題を一つひとつ片づけていくということが必要なので、是非工程表に関して、御検討をいただきたいと思います。

○渡委員長　ありがとうございました。

事務局、工程表の策定はいかがですか。

○事務局　スケジュール感を持ってやっていくということは、おっしゃるとおりだと思います。少し前に中間とりまとめとの関係の工程表みたいなものをお示ししたような気もしますが、その後にインフラファンドの話ができたりという形で状況が変わっておりますので、あれをベースに少し変わっているところも入れて、今回は基本方針をお示ししておりますけれども、あの中にはガイドラインの話は余り入っていなかったような覚えもありますので、そうした点も入れながら、再度お示しするようにいたしたいと思います。

○渡委員長　ありがとうございました。

Ｅ専門委員、どうぞ。

○Ｅ専門委員

今回の基本方針の改正に当たりまして、民間提案のところは非常に大事なところだと思いまして、19 ページの（８）辺りに民間提案の提案をしたものに対するインセンティブづけみたいなことも書いていただいていますで、これは非常に全体としてはいいことだと思います。

基本方針は先ほど御説明がありましたように、閣議決定のレベルということですから、なかなか具体的に例えば寄与した程度の勘案とか、あるいは民間事業者を適切に評価。これはどのくらい具体的に評価するのでしょうかということは、基本方針にはそういった決定レベルからもすると、具体的にということは難しいのだと思いますけれども、そうすると今度はガイドラインの設定のところは非常に大事になるかなということだと思っています。そういうガイドラインの中で、寄与した程度の勘案のやり方とか、あるいは適切に評価と。これが入札という考え方とどのくらいリンクさせていく方向を今お持ちでしょうかというところが、ひとつ御質問をさせていただければという点であります。

今回の改正のところとは別ですが、43 ページの（３）ですけれども、現行の文言であります政府系金融機関等の円滑な実施という辺りですが、ここ数年、特に民間資金の活用という辺りが民間のいわゆるアイデアだったり、資金の活用という側面だけではなくて、以

前よりは国全体の財政なり自治体を含めた財政面から、逆に民間資金の活用をクローズアップさせていってはどうかというよう世の中の流れもあると思います。そうすると、この辺りは政府系金融機関の役割がないとできない事業も勿論、規模等によってはあると思いますので、非常に重要な位置づけは昔と変わらないと思いますけれども、この辺りの考え方というかコンセプトをより、結果的に政府系金融機関のお金は国なり公共のお金ということになりますから、この辺りも若干いろいろな形で新しい考え方を入れていくことも、今後の考え方としては大事かなと思っております。

以上でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。事務局、いかがですか。

○事務局　ガイドラインの書き方は、これから少し考えさせていただきたいと思います。ただ、一つ申し上げたいのは、例えば国であれば各役所ごとに、公共団体であれば、各行政分野ごとにというのか、各公共団体ごとにというのか、入札に関するいろいろなルールというものを自分たちでルールとして持っております。そうしたルールと余りかけ離れた評価、例えば総合評価の中で点数として、当該事業者の能力とか経験というものを大体何点くらいで評価するのか。その企業の例えば社会貢献とか、そうしたものをどういうように評価するのかというルールが、通常の発注行為の中で、PFI 法以外の部分でも何点くらいそこに割り振って、どういう形で評価するのかは大体相場が決まっているわけでございます。

必ずしもそれが例えば国であっても行政分野、各省庁では一一律ではございませんし、公共団体に行けば、それぞれに別々です。公共団体の中でも行政分野ごとに別々である場合もございます。ですから、そうしたものも踏まえて、自分たちが自分の主体の中で、あまり整合性が取れないような、PFI のときだけ極めて特殊な採点方法を入れようということになると、やはり現場は混乱します。

ですから、各々の発注分野の中で、うまくやっていただけるようなという最大公約数的なものをガイドラインで示して、そこから先は、例えば大きな公共事業を持つ国交省なり文科省なり厚労省なりが、今どういうような事業者の実績とか能力の評価をしているのか。公共貢献の評価をどういうふうにしているのかというものを踏まえながら、そことうまく整合性をとってやってくださいというようにお願いをする。そういう形になっていこうかと考えております。ただ、そのガイドラインをどう書くとか、公物管理者の方にこうしてくださいと依頼をする形にしてしまうのか、そこはまだ時間がかかりますので、考えさせていただきたい。

２点目でございます。43 ページの政府系金融機関のお話でございます。この部分は全体が 42 ページの「六　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項」ということで、基本方針の中でこれも法律上こういったことを書けということになっていて、政府、公的主体として、どういうような支援を金融上、財政上でするのかということに関して列挙しろという項目なので、政府系金融機関の話を抜き出して書か

れているのですが、これはこういう目次立ての制約ということで、別にこれのみを特出しして、ほかの民間金融機関よりも自由に位置づけるという趣旨ではもともとございませんので、そこはそういうものとして、幅のある概念だと御理解いただければと思います。

以上でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。Ｆ専門委員、どうぞ。

○Ｆ専門委員　今回、大分踏み込んだ形の基本方針ということで、非常にありがたいと思います。特に別紙で公物管理権との関係の調整をするという項目が 34 ページの（３）で、これは今後調整となっておりますが、非常に画期的ではないかと思います。

その点についてお願いしたいところは、実際に閣議決定を得るためということで、どういう形式で書くかというところは難しいとは思いますけれども、公物管理権との問題の有無の一番右側、このコラムに何を書くかが非常に重要になってくると思いまして、例えば運営権の設定は可能と簡単に書いてある部分もありますけれども、運営権の実際の重要なポイントとしましては、新規の投資とか回収に関して、それは民間の方が主体的に判断をしていけるところがポイントになると思いますので、そういうことが民間ができるんだというところを是非出していただければと思います。

従前、民間事業者のできる範囲ということで、各省庁の方でとりまとめていただいて発表された文書がありますけれども、あれを見ますと、かなりできない範囲がたくさん列挙されている形式になっていたように記憶しておりますので、特に新規投資とか回収に関しては公物管理者の方でやるんだというようなメッセージが出ていたと思いますので、今度の運営権というのは、新規投資、回収等については民間が独自の判断で考えていくのだと。勿論、公共の要求水準はあると思いますけれども、その範囲内で民間が考えられるんだというところを是非出していただければと思います。

先ほど公共施設等運営権の期間の話が出ておりましたが、そもそも期間については制限がないんだというところも、この基本方針なのかガイドラインなのかはわかりませんが、どこかで出していただければと思います。海外の例では、例えば 99 年とか非常に長いコンセッションもありまして、インフラですから、なかなか短期で利益を上げるのは難しいところもありますので、場合によっては、長期のコンセッションというのも、そうしないと事業性が出ないという場合もありますので、そういうのを妨げることがないように、今のところは法律に期間の限定はないので、何も書いていないから何年でもいいのだとは読めるのでけれども、ちまたでは 30 年とか 50 年とかいう話がよく出ておりまして、それを超える期間のものが制約されているようにも思えてしまうので、特に期間の制限はないのだというところを言っていただければと思います。

海外の事例ですけれども、50 年で入札を出したけれども、結局、各提案者がみんな 50 年では採算が取れないよということで、99 年でコンセッションが成立しているような場合も散見されますので、期間の点は商品設計の上で重要かと思います。

最後ですが、公共施設等運営権の移転の話で、条例等に定めがある場合には、再度その議会の議決を得なくてもいいという法律の条文になっていますが、その条例の特別な定めというところは、勿論、地方自治なので各自治体が条例をどう定めるかというのは、各自治体に任せられていると思いますが、これも日本は自治体がたくさんあって、皆さんがそれぞれ条例でこれを考えるのは結構大変かと思いますので、何か案のようなものがもしお示しできれば、自治体にとってもそこは取り組みやすいのかなと思います。

以上です。

○渡委員長　ありがとうございました。

事務局、回答をお願いいたします。

○事務局　３点御質問をいただきました。

まず、公物管理との関係でございますが、この点に関しましては、先ほどから申しましたように、各省庁から今いただいているものを目標にしている段階でございますので、しっかりと調整をしてまいりたいと思います。

新規投資、回収に関してというお話でございますが、基本的にやろうとすることに関してはおっしゃるとおり、できるだけ自由度の高いことをやっていただきたいという思いを私どもは持っています。ただ、制度論だけ言いますと、公共施設等運営権そのものは当該施設の管理の部分を行うという権利でございますので、建設行為あるいは新設とか改築とか、そういうようなものを行うとしますと、ちょうど建設行為をした後で運営権をくっ付けるというときに、建設期間中は運営権が設定できないので、一本の PFI 契約でやっていただくことは構いませんけれども、建設中は運営権とは違う権利としてやっていただいて、でき上がった時点で運営権の設定をお願いしますという形でやっていただくということを前回御説明したいと思います。

期間中の新たな新設とか改築とかいうことに関しても、当初契約に基づいて、当該つくる期間中は運営権とは別の権利としてつくっていただいて、でき上がったところでまた運営権がくっ付くという形で、もともとマスター契約は一本でいいのですが、細かくいくとそういうことになります。ですから、運営権に基づいて自由の投資ができるのではなくて、運営権も含むマスター契約といいますか、PFI 契約に基づいて自由にやってくださいという形になりますので、この別表の中という整理にはならないような気がしますけれども、実際に全体の PFI 事業として、運営権や建設行為も活用しながら自由にやっていただきたいという点は、先生と全く同じでございます。

ですから、運営権の解釈の仕方に関しては、今、言った点もございますので、法的に間違いのないように、各省庁と整理をしながら、記載をさせていただきたいと考えております。

２点目でございます。期間に関しましては、ガイドラインの方で書かせていただきたとい思います。その心は、期間に関して制限がないとか、期間に関してちゃんと周期を明らかにしてくださいねということを書いていくと、今、先生からも、先ほど赤羽先生からも

御指摘いただきましたけれども、自由な提案ができるんですかと。期間を定めた後で、定めてはあるけれども、提案内容によって、それを変更することができますかというところまで書かないと、結局また公共団体が定めてしまうと、それでもう提案できないのではないかという疑念が逆に起きてしまうのではないかという御指摘も一部にございます。そういった点も全部含めて、ガイドラインの方で期間に関するルール、定め方ということは、一体的に細かく明らかにしていきたいと考えております。

最後に運営権の移転に関してでございます。先生の御指摘のように、条例マターでございますので、閣議決定文書で少なくとも、こういう形で条例を定めたらいいのではないかというのは、今の地方自治と国との関係では難しいのですが、さはさりとて、何らかの形で、これは総務省ともよくお話をさせていただきながら、公共団体がどうしていいかわからないとかいうことがないようにしっかりと、それが例を示すのか、どういう形がいいのかということは少し考えさせていただきたいのですが、あとは公共団体の問題ですから、私どもは知りませんと。実際に現場が混乱することがないように、しっかりとやっていきたいという意識は持っております。

以上でございます。

○渡委員長　F専門委員、よろしいでしょうか。

○F専門委員　1点だけ。回収とか更新投資の話ですが、勿論、運営権実施契約の方でそれは書くことになります。期間がもし50年とか99年とかそういう長い話になりますと、必ず期中でそういう話が出てきて、そこでの自由度がないと事業としてうまく回っていきませんので、是非それを妨げることがないように、各省庁とお話しいただければと思います。

○事務局　承りました。

○渡委員長　では、G専門委員、どうぞ。

○G専門委員

民間提案に対する措置について、提案を受け取る側として一言意見を申し上げたいと思います。従来あった発案制度と今回の提案制度との違いを考えると、建設計画が現在何もないものでも提案できるということと、検討結果を通知しなければならないという部分が大きく変わったところだと思います。

既に建設計画のあるものについては検討結果の通知義務が生じたということで、制度の拡充と見られるわけですけれども、建設計画のないものについての取扱いですが、PFIというのは要するに手段であって目的ではないわけです。民間の提案がPFIで可能ですよという部分だけが全面に出て、そのまま提案されますと、恐らく普通の窓口の対応としましては、通常の施設建設計画ができ上がるまでのことを考えると、市町村や関係団体とか、そういた要望を受け付けて、それが予算編成過程の中で調査費が付いたりという形でだんだん本物になっていくわけですが、目的というものが全面に出て、こう言っては失礼ですけれども、一民間企業からこれをつくったらどうですかという提案が来たときに、まず担

当者の反応というのは、予算がありません、必要性がありませんとなります。

その判断で、最初に玄関払いになってしまうと、せっかくの提案が全く生きてこないということも考えられます。多分採用できるのは、既存の廃校など使っていない施設を活用して、独立採算でやれますよという提案なら大丈夫ですが、少しでも財政負担があるものだとかなり難しいと想定されます。

そこで提案ですが、これからガイドラインをつくるに当たってということになると思いますが、審査の内容として、受けた側が整備の必要性や実現可能性やPFI事業の妥当性を検討して検討結果を通知するということは書いてあるのですが、提案する側がどういった内容で提案するかというと、これまでの制度で言うと、PFI事業の採用が可能かどうかという提案は何回もしているので多分わかっていると思いますが、あるいは我々が持っているPFIの評価委員会の中でも、そういった手法で検討するのは十分に慣れているのですが、そもそもその施設が必要かどうかという辺りについては、玄関払いをされないためにも、行政ニーズがあるのかどうか、あるいは事業をやったときに採算性が取れるのかどうかといった、ここで言っている審査内容についても十分提案の内容に盛り込んでいただく。

そして、それぞれの検討項目について、ここは行政の窓口ではねるということのないように、こういった審査項目を客観的な評価委員会等で、総合的に判断をした上で検討結果を出すというような仕組みにしていかないといけないのではないかということについて、ガイドラインを今後策定するに当たって検討していただきたいという要望でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。

事務局、この点はいかがですか。

○事務局　おっしゃるとおりだと思います。15ページの（２）のお話をなさっていると思いますが、提案を受けたときに何を検討するかというと、１つは、まず当該施設というものは本当に公共施設として整備する必要があるのかというお話。もしも財政負担が必要だったら、それにちゃんと当該主体は耐えられるのかと。そういう用意があるのかというお話。

それから、地方公共団体が金を払って公共施設をつくるとしたとしても、PFIという手法が最も適している手法なのかを一方で考えなければいけない。ほかの手法の方がいい場合もあるわけですからね。

そうしたことについて検討することをまずここで書いてあって、今の御提案の内容は一部、先ほど申し上げた事前の情報公開の話とも関係すると思いますが、提案する前にある程度、提案者と公共団体が事前のキャッチボールをしておかないと、全く何の接触もない人間がいきなり自分の思い込みみたいなもので、こういうものができるはずだと言っても持ち込まれても、それは非常に不幸なことが起こるだろうということは容易に。

それは民間事業者の方も当然わかっていらっしゃると思いますけれども、余り国の側が現場のやり方まで手取り足取り、口を出すのもいかがなものかとは思いますが、一方である程度こういうルールでやっていくのですねと。事前にキャッチボールをして、施設とか

について、ある程度のコンセンサスがないとこういったものは動きませんねというような、前さばきの部分に関して書けるものは、恐らくガイドラインの中だと思いますけれども、しっかりと書いていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。

この後、インフラファンドの内容とそれに伴う PFI 法の改正につきまして、事務局から報告を受けることになっております。時間的な制約もございますので、あと１問か２問ということで、もしそれ以上ご質問等がございましたら、後ほど事務局と打ち合わせをするということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○Ａ委員　昨年のモデル事業の検討のときとの関わり合いで御検討をお願いしたいと思いますが、そのときにモデル事業という形で、まずはベストプラクティス的な話が一つと、特定事業に選定されながらも消えていった話でどういう話があったのかということがあります。それについては御検討いただけるという形だったと思います。

もう一つ、大きなリスクイベントがあって、破たんとか、いろいろな形が起こってきた。それが逆に新たにそういう分野での事業の妨げになっているのではないだろうか。それについては年度内には難しいけれども、長期的には御検討いただくという形だったと思います。

その兼ね合いでいきますと、特定事業に選定されてからの調達段階で問題があって、不選定となったものは、多分 14 ページの（５）の話として解釈できるかと思いますので、ガイドラインといいますか、そういうところをもう少し整備すれば、今後の事業にとって役に立つのではないかと思います。

一方、一旦調達が終わって、事業が始まった後の形については、この中では触れられていないのではないかと思います。義務化できるのかどうかは難しいところがあるかと思いますけれども、特定事業として始まった後、大きなそういうリスクイベントがあったことに関しては、何らかの制約付きにはなると思いますけれども、その事実と原因に関する公表をできれば義務化する形のことも考えいく必要があるのではないかということで、一言申し上げました。

○渡委員長　ありがとうございました。

今のご意見については、事務局よろしいでしょうか。事務局の方から何か一言あれば、お願いします。

○事務局　前回のモデル事業のときに御議論をいただきましたが、リスクイベントの場合に、逆に当事者間でその内容に関する補記情報等がある場合もあると情報をいただいておりますので、オープンにできるものと、例えばそういった過去にうまくいかなかった事例に関して、例えば調査委員会等が報告書を出したりという形で、オープンにしている部分と、当事者間においてオープンにできないとされている部分がございますので、そうしたものをしっかりと仕分けながら、できるものに関しては情報の共有ができるような体制を

つくっていきたいと考えております。
○渡委員長　ありがとうございました。H委員、どうぞ。
○H委員　先ほどのG専門委員から御指摘のあった点ですけれども、被上に重要なことだと思います。やはり公民連携といいますか、官と民とのイコールフッティングといいますか、そういったことを推進していかなければいけないということで、この大震災の後でも、そういう積極的な民間の提案が官と民とで検討されていくという積極的な姿勢が重要だと思いますので、基本方針の中ではこのような書きぶりだと思いますけれども、ガイドライン等の中では、公民連携の推進の観点を強調するようにしていただきたいという要望です。
○渡委員長　ありがとうございました。
○事務局　御指摘を踏まえて、ガイドラインの案をおつくりしてお諮りしますので、よろしくお願いいたします。
○渡委員長　事務局に質問したいのですが、この後のインフラファンドの内容説明の時間は何分くらい必要ですか。
○事務局　説明自体は5分もあれば。
○渡委員長　わかりました。この問題について、まだ議論が多少残っているようでございますので、あと10分間くらい続けさせていただきます。
　I委員、どうぞ。
○I委員　今回の基本方針に沿うのかどうかわからないですけれども、自治体、特にPFIがなかなか普及しない一つの理由としては、自治省、自治体のノウハウの蓄積がかなり欠いているというところがいつも問題点として挙げられていたと思います。PFIを本当の意味で普及させていくというのであれば、従来PFIをやってこなかった自治体に対するてこ入れですね。何らかの指導みたいな技術支援みたいなもの。それを国がやるのか。あるいは民間事業者がやるのか。これはいろいろなオプションがあると思いますけれども、そういうことに関する言及があってもよかったのかなということ。
　なぜPFIが地方自治体でなかなか普及しないかという一つの理由は、実は国の補助金制度にも関わる問題がありまして、これは従来型の公共事業でやった方がの補助率が高いとか、地方交付税で面倒を見てもらえるとか、地方債の金利が安いとかいうのがありますので、やはり一種の規制緩和にも関わる問題なのだと思いますけれども、PFIを普及させていく上において、国の従来の規制について、障害があるということであれば、それは見直していく必要があるのではないかと。
　51ページの規制緩和で、地方独自の規制については撤廃または緩和を速やかにと書いてありますが、これは同じことが国についても言えるのではないかということ。それから、この点は民間事業者からの提案にも関わると思いますが、恐らくここで念頭に置かれている民間事業者の提案というのは、対象事業であるとか技術的な意味での提案だと思いますが、例えばこういう規制を緩和してくれたら、もう少しPFIでこんなアイデアも出せるんだとか、そういう規制緩和に係る提案も本当はあっていいのかなと。提案というよりも本

当は要望になるのでしょうけれども、そういうのがあってもいいのかなと。最後のは感想です。

○渡委員長　事務局、どうぞ。

○事務局　自治体の支援に関しましては、補助金の話が出ましたけれども、まず一般的に自治体に対する支援に関しては、今年度予算からワンストップサービスとか、専門家の派遣という形で取り組んでおります。専門家の派遣に関しましても幾つか公共団体から御要望があって、専門家を派遣をしているところでございます。

補助金に関してはイコールフッティングということで、調べてみますと、そんなに今、イコールフッティングでないところは多くはない。一部 PFI をやっていない分野で残っているところはありますが、農業の事業とか、すぐに PFI をやるのかなという事業で幾つかイコールでない部分は一覧にしてみるとあるのですが、調べてみると今、イコールでないところはそれほど多いという感じはいたしません。ただ、予算要求のために当室から各省にイコールでない部分に関しては、イコールになるような予算要求をしてほしいというお願いはしているところでございます。

規制緩和に関してでございます。国に関しては 43 ページで、これは地方と国で目次の場所が違っているのですけれども、国に関しては 42 ページで「六　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項」がございまして、その中で規制緩和に関して、43 ページの（４）で業法、公物管理法等に関して、等でいろいろなものが入るのですが、必要な規制緩和の撤廃とか、そうしたものをやっていくようにというようなことが書いてある。そのほかに部分に関しては、先ほど御指摘のあった地方の部分に記載してあるという立てつけでございます。私どもは必要な規制緩和に関しても、しっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

規制改革の要望に関しては、恐らくですけれども、規制改革要望として、制度の要望に関しては一元的に、要望窓口としては政府の要望窓口があるわけでございますが、そこから個別に私どもの方にいろいろな要望が回ってくるということは、今までもございました。そのほかにも、例えばこういった委員会の場においても御指摘等が個別にございましたら、また御指摘をいただければと考えております。

以上でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。Ｊ専門委員、どうぞ。

○Ｊ専門委員

今回この基本方針の改正ですが、以前つくられたのが平成 12 年ということで、ちょうど私はこのころ、タラソ福岡というのをやっていて、10 年ぶりくらいにこの内容をじっくり今回見ていたのですが、この 10 年くらい経って、その間に新しい動きとか、新しいとらえ方。いろいろな反省点。いろいろなものがあるわけなので、そういったものがもっと組み込まれてもいいのではないかというのが正直な感想です。

具体的には、また次回以降に御指摘をさせていただければと思いますが、例えばファイ

ナンスに関しまして、C専門委員がファイナンスのバリエーションが増えていますよという御指摘もされていますし、また、プロジェクトファイナンスという言葉も繰り返し記述されているのですが、実際にプロジェクトファイナンスと言われるようなものが本当に実施されているかというと、そんなことはないと私は思っています。そういったことも踏まえると、もうちょっと書きぶりを工夫する余地はあるのではないかと思います。

もう一点です。先ほどI委員からも、もうちょっとボリュームを増やせるような工夫ができるのではないかというお話だったと思いますが、PFIは足踏みをしている現況があると思います。PFIのボリュームも倍に増やすぞという目標も掲げていますので、そういった方策も若干この中に記述を加えてもいいのではないかとも思っております。

以上です。

○渡委員長　ありがとうございました。

事務局、この点はいかがですか。

○事務局　ファイナンスに関しては先ほど申しましたように、制度も踏まえてという形で、この後に国会審議も私どもは抱えていますので、その辺は御理解を賜れればと思います。

ボリュームということでございますが、ボリュームを増やすということで、御指摘はごもっともだと思いますが、一方で恐らくこれから各事業の現場で増やすために取り組んでいかなければいけない問題、入札の方法に関しても、ここには書いてありませんが、いろいろなものを更に入れていかなければいけない。そうした問題というのは、多くの場合は今までもガイドラインレベルで措置しているものなので、恐らくそこのところを相当に手直ししなければいけないという問題意識を持っております。

どちらかというと、この基本方針は法律用語で言う技術的指針という形で、この部分に関しては注意してという形で、極めて基本的な部分に関してお示しするという文章でございますので、特にこれは閣議決定になってしまって、一度定めると、その後はすぐには変更できないという形の文章になっておりますので、この部分に関しては、こういった点はそう簡単には変わらないねという形のものをまず入れさせていただく。

特にこれから状況がいろいろと変化していき、状況変化のたびにその都度、いろいろなものを盛り込まなければいけないというようなスピーディに対応しなければいけないようなものに関しては、できたらガイドラインなり、もしかしたら先ほどのB委員から御指摘があったような事例集とか、いろいろなやり方があるかと思いますけれども、そうしたところで、スピーディにいろいろなものをどんどん取り込みながら、現場のニーズに合った形で変更していくという形でやっていきたいと考えております。

○渡委員長　ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。事務局、どうぞ。

○事務局　概括的な感想に近いことになるかもしれませんけれども、最後の御指摘もそうですが、ファイナンスのことが何度か出てまいりましたし、成長戦略でPFIを倍増していくという方策のお話もありまして、若干漠と大き過ぎる話かもしれませんけれども、PFI

を 11 年間やってきまして、この委員会の御提言に基づいて、昨年度にコンセッションの法改正をやっていただいて、この後に説明します法改正にも取り組んでいくわけですが、私は大きく見ると、一旦定着した PFI がまた大きな転換点に来ているのかなと思っております。

それは多分キーワード的に言うと、独立採算の PFI みたいなことだと思っておりまして、完全な独立採算かどうかは別として、民間のリスクも取っていただき、それが財政の本当の縮減につながっていく。そういうものが今まで必ずしも十分ではなかった。これから本当にそれに取り組んでいくんだという新しいステージに入っていくのかなと思っていまして、それがインフラファンドの問題もそうですけれども、かなりファイナンスの問題に深く関わっているということであると。そういう時期なのかなと思っております。

そういう意味で、いろいろな経緯で、たまたまという表現はおかしいかもしれませんけれども、２年連続で PFI 法の改正をやることに方向性としてはなっておるわけですが、その大きな方向性は今、申し上げたようなことだと思っておりまして、そういう意味で結果的にですが、昨年の PFI 法の改正の大きな中身としては、そのことに関わることとしては、コンセッションというものがあって、それで次にファイナンスのツールの法改正をやるということで、私は今、考えてみると、ある種その２つの法改正が１つのテーマに関わることかなと思っております。

いろいろと御指摘をいただいた中で、正直言って工程表の話にしても、昨年の秋からインフラファンドの次の法改正に取り組まなければいけないことになってしまったということでは、我々はお約束をした時期から遅れているということもあるのですが、それはそういう意味で今日の御指摘でも、もう少し政策的な転換というか、大きな状況の転換みたいなことを記述するべきではないかと。

恐らくおっしゃるとおりだと思いますが、正直言って、基本方針をつくらなければいけないという中で、そういう何か大きな政策的な状況の方向みたいことを記述できていないのは、大変申し訳ないですけれども、そういう余裕がなくて、こういう案になってしまっているところもあります。

それが先ほど申しましたように、次の法改正もまた同一の方向を向いておりますので、そのことも含めて、もう少し金融の話も含めて、次の基本方針の改正で取り組みたいと思っておりますし、その際にはこの委員会においても、今日、御提起がありました大きな状況の変化、あるいは政策的な方向性の変化ということをこの先に御審議いただいた上で、そういうことを次にしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。よろしくお願いします。

○渡委員長　ありがとうございました。

基本方針の改定については、本案の方向性で行うといたしましても、大事なことはガイドラインにどう具体的に落とし込んでいくかであると思います。本日の議論でも、各委員の方より、その点に関する期待の大きさが感じられました。そこで、今後のガイドライン

の改定スケジュールについて、事務局より説明願います。
○事務局　この基本方針が終わりましたら、当然、次のガイドラインということになります。基本方針は一本ですが、既存のガイドラインは複数のガイドラインがございます。普通に見てみると、今回御議論を賜ったものは、恐らくプロセスのガイドラインの部分と契約のガイドラインの部分にまたがると思います。内容的にも提案の部分とコンセッションの部分が、２つ大きな領域としてあると思います。

すぐに取り組みたいという思いの部分と、もう一つ、頭の片隅に置かなければいけないのは、従来のガイドラインはある程度、行政の実例というものが蓄積した段階で、皆さんは大体現場ではこういうようなことをやっているよということを踏まえて、その部分のエキスを抽出という形で、主流としてはガイドラインという形でお示ししてきたというように、私どもは承知しております。

ところが、提案制度は動いていないといえども、実務上はあったわけですございますけれども、運営権ということになりますと、全く新しい制度を今回法律でつくり、今日現在、そんなものをやっている事例もないわけで、そうなりますと行政としてはまだ経験のない領域ですので、ある程度やろうと思っている。もしくはやるかもしれない人たちとキャッチボールをしながらやっていかないと、現場感覚にぴったりあったものが本当にできるかなという部分もございます。

そういう意味では、すぐに取り組みたいとは考えておりますが、どのくらいということを今ここですぐにということは、なかなか難しいかなと思っています。ただ、１年も２年もということは考えておりませんので、ある段階、例えば半年内といった段階でお示しできるように努力をしたいと考えております。
○事務局　時間もありませんので、手短に言いますと、先ほど申し上げたように、次のインフラファンドの法改正と組織の立ち上げみたいな仕事も私どもで抱え込んでしまいまして、そういう中で次の法改正に向けて、実は昨年 12 月 27 日に私ども内閣府ですけれども、内閣官房に PFI 法改正法案等準備室、これは組織の立ち上げもやってまいりまして、その中で各省からも新たに人を出してもらって、体制強化をしている途中でございますので、ここにも新しいメンバーが来ております。

そういう中で、今、体制の強化中で、その中でそちらの影響を受けてしまうのですが、体制も強化いたしますので、そのことも踏まえて、できるだけ早くやらなければいけないと思っています。ただ、今、何か月ということを申し上げるのは、そういう体制強化中でもありますので、御勘弁をいただければと思います。済みません。
○渡委員長　丁寧な御説明ありがとうございます。できるだけ早く対応していただく様、よろしくお願いいたします。

それでは、まだ議論したい点もあるかとは思いますけれども、時間の制約もございますので、質疑応答についてはここまでにさせていただきたいと思います。

これまでの御議論を踏まえまして、委員、専門委員の皆様からの御指摘により必要と思

われる修正内容の取扱い、あるいは、今後各省庁の長との協議に伴って必要となる修正事項の取扱い等につきましては、委員長である私に御一任をいただければと存じます。

ただし、今後の調整過程において、例えば関係省庁の意見が本日の各委員の皆様方の御議論の方向性と大きく異なり、本委員会で更に議論をする必要性が出てきた場合には、改めて本委員会を開催させていただくことも考えられます。その点の取扱いにつきましても、私に御一任をいただければと存じます。

以上を踏まえまして、本日説明のございました基本方針の改正案の方向性について、本委員会として、妥当である、適当であると認めるということにいたしたいと思いますが、皆様いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○渡委員長　それでは、御意見がないようでございますので、基本方針の改正案の本内容の方向性につきましては、委員会として妥当であると認めることといたします。事務局においては、この方向性に基づいて、今後早くガイドラインの策定に向けて、準備をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、時間があと 15 分ですが、次の議題に移りたいと思います。

現在政府においては、PFI 事業に出資・融資等を行う官民連携インフラファンドの創設のための準備を行っております。そこで新たに創設されるファンドの内容や、それに伴って必要となる PFI 法改正案の概要等につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局　よろしくお願いいたします。

それでは、現在検討しております官民連携インフラファンドの創設につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたように、現在、PFI の分岐点ということで、独立採算型などの事業を増やして、国や公共団体の財政負担を軽減していくということが我々に一つ課された課題だと考えております。そういったことに関しまして、制度的な手当を行ったのが昨年の公共施設等運営権というものが一つの回答だったと、我々は考えております。

今回のインフラファンドにつきましては、独立採算型などの PFI 事業を進めるに当たって、今度は資金面での手当をするというのが目的のものでございます。独立採算型の PFI 事業につきましては、利用料金収入の事業リスクが当然、民間事業者に負担していただくことになります。事業者といたしましては、資金ソースに当たりまして、事業リスクに対応したリスクマネーの状態ということが必要になるわけでございますけれども、我が国におきましては、インフラにリスクマネーを供給するような市場が完全に成熟しているわけではございません。事業者としましては、リスクマネーの調達が困難な場合がある。これは重要な問題だと考えております。

こういった問題に解決しますために、今回、官民共同出資によりますインフラファンド

を設立して、民間市場が整備されるまでの間、このファンドから必要な資金を供給することとしたものでございます。

政府の出資といたしましては、投資的な資金としての性格上、財政投入資金の産業投資勘定を活用することとしまして、お手元の資料２に書いてございます。昨年の財務当局との調整によりまして、来年度の財投計画におきまして、50 億円の収支を政府部内として認めていただいたというところでございます。

一方、財投資金を活用するという制約上、その資金の受け皿となります財投機関が必要となります。既存の財投機関を活用するという手法も考えられたわけでございますけれども、残念ながら現在我が国に存在します財投機関のうちに、インフラにリスクマネーを供給するという業務に親和性を有するような期間が存在しないというような状況がございます。

このために今般、まだ仮称ではございますけれども、株式会社民間資金等活用事業推進機構というものを新たに機関として設立することとしまして、現在この機構の設立に必要な法的な手当、PFI 法の改正についての検討を進めているところであります。

検討の内容につきましては、お手元の委員・専門委員限りといたしまして、右肩に委員会終了後回収と書かせていただいております法律案の概要のペーパー１枚紙に沿いまして、説明をさせていただきます。

まず「（１）設立」でございます。

本来、民間の金融機関が行うべき事業でありますリスクマネーの供給というものを代わって行うという、金融補完としての性格上、その機構につきましては、株式会社携帯の認可法人として設立するということとしております。

イでございます。先ほど申しました政府の出資を受け入れるための規定を措置するというものでございます。

「（２）民間資金等活用事業支援委員会」でございます。

これにつきましては、法的な資金を受けながら業務を行うというような機構としての性格上、業務の中立性・公正性を担保しますために、要は取締役会とは独立した形としての支援委員会を設置いたしまして、民間事業者に対する支援でありますとか、株式債権の処分といった重要事項の決定を行うということとしておるものでございます。

「（３）業務の範囲」でございます。

アとして書かせていただいております。主に３パターンの事業を考えております。

１つは、事業者、利用料金を徴収する公共施設等の整備等に関する PFI 事業。それと現在はございませんけれども、そういった事業者に対して資金供給を行う民間のファンド。いわゆるファンド・オブ・ファンズということでございますけれども、それに対する出資や融資が一つでございます。

そういった出融資に伴いまして、取得いたしました株式債権の処分が２つ目でございます。資金面での支援以外にもノウハウ面での支援といたしまして、公共施設の管理者や民

間事業者に対する専門家の派遣や助言といった業務を営むことを考えております。

イでございます。機構が支援の決定を行うに当たって従うべき基準につきましては、主務大臣でございます内閣総理大臣が定めて公表することとしております。

「（４）業務の実施」でございます。

機構が支援決定をする際に、あらかじめ内閣総理大臣の意見を聞くと。また、内閣総理大臣の方から事業所管大臣に対して意見を聞く機会を設けるということで、必要な場合には内閣総理大臣、事業所管大臣の方から意見を申し上げるという機会を担保するということとしているのがアでございます。

イでございます。先ほど申しましたように、民間市場が成熟するまでの時限的な期間ということで考えておりますので、平成 40 年３月 31 日、おおむね設立後 15 年と考えておりますけれども、保有するすべての株式債権の処分を行うよう努めると書いているのがイでございます。

「（５）その他」でございます。

アとして、先ほど申しましたように、機構の基本的な財産につきましては、官民の出資によるということを考えておりますけれども、急に大きな事業が出てきて必要な場合には、政府の保証を得て、機構として資金の調達ができるようにするという規定がアでございます。

イでございます。内閣総理大臣からの報告徴収・検査、監督上必要な命令といったガバナンスを効かせるというのがイでございます。

ウでございます。機構はその業務の完了により解散することを定めるものでございます。その他、所要の措置を定めたいと考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、当方におきまして、条文化の作業を進めまして、できましたら今月から開会されます通常国会に法案を提出したいと考えておるところでございます。

なお、委員、専門委員限りと書かせていただいております法改正の内容のペーパーにつきましては、現在検討中のものでございまして、現時点で外部に情報が出ますと、不要な混乱を生じるおそれもございますので、誠に申し訳ございませんけれども、この会議の終了後に回収させていただきたいと考えておりますので、御協力方よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○渡委員長　ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、どうぞ。

○Ｉ委員　素朴な質問が２点ですけれども、これはガバナンスはどうなっているんですか。つまり、このファンドをマネージするのは、具体的にはどなたですか。

もう一つは、これは出資ですから、国は配当をもらうという理解でよろしいのでしょうか。その辺りはどういう決まりになっていますか。

○事務局　まず、機構のガバナンスの話でございますけれども、アのところに書かせていただきましたように、機構自体は株式会社形態の機構として、法人として設立する予定としております。当然、株式会社としてのガバナンスが一つ効いてまいりますし、認可法人でございますので、主務大臣としての内閣総理大臣からのガバナンスを重要事項の決定等の際に効かせるということとしておるというのが法制上の仕組みでございます。

２点目でございます。当然のことながら、出資によりまして、その後、回収してきました資金につきましては､国､民間の方も出資していただくことを予定していますけれども、配当を受けるということを当然想定しているところでございます。

以上でございます。

○Ｉ委員　勿論、株式会社だから、そういう構造になるというのはわかるのですが、具体的に例えばどのくらいの人数を社員として配置して、社長というか、そのトップの方は民間からだれか呼ぶという考え方なのか。あるいは天下りと言うと語弊がありますが、国が何らかの形で人材を派遣するというイメージで考えていらっしゃるのか。

○事務局　まだ検討はこれからで、なかなか明確なお答えはできにくいですけれども、これが対象事業がどれくらいあるかと、今の独立採算型の PFI の現状も考えると、発足時は少なくともそう多くの人間の会社にはならないものと思っております。人の点につきましては、大部分は民間から専門的な知識、御経験を有する方に来ていただいて、やっていただくというイメージでございます。

○渡委員長　Ｉ委員、よろしいでしょうか。

○Ｉ委員　はい。

○渡委員長　ほかにございますか。Ｆ専門委員、どうぞ。

○Ｆ専門委員　この絵の中で、出融資の矢印の先がメザニンというところを中心に出ているようにも思いますが、これはメザニンに限ってということなのでしょうか。それとも、普通の株式会社とか、そちらの方も考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局　原則としては、メザニンファイナンスの活用が原則だと考えております。と申しますのは、やはり融資の部分に手当をしようと思いますと、民業と競合が生じてまいりますし、出資の部分につきましては、我々は経営権を取るというようなことを考えているものではございませんので、原則としてはメザニンということで考えております。

ただ、条文上はメザニンという言葉が出てくるわけではございませんので、出資というようなことでしたいと思っております。また、小規模な事業につきましては、こういったメザニンファイナンスの手法を活用しないようなものも多くあると聞いておりますので、そういった場合には普通株の取得が当然出てくるかと考えておるところでございます。

○渡委員長　ほかにございますか。Ｉ委員、どうぞ。

○Ｉ委員　２点だけ簡単に。このインフラファンドはどちらかというと、ベンチャーキャピタル的に、例えば何らかの PFI とかやったときに、そういう経営の支援みたいなことも念頭に置いているのでしょうかということ。あるいはただ単にお金を貸すというだけなの

か。

出資するのは国費ということになっていますが、PFI 事業は多くは地方自治体がやっていますので、これは地方からの出資というのは求めないのでしょうか。

○事務局　後の方の質問ですけれども、今のところ、国と民間の共同出資ということで、地方公共団体からの出資を募ることは考えておりません。

初めの方の質問ですけれども、F 先生の御質問とも絡みますが、今回つくる機構については、制度的に類似の機構としては、経済産業省がおやりの産業革新機構に仕組みは似ているものでございます。あるいは私どもは報道ベースですけれども、農水省が農業活性化のための、6 次産業化のためのファンドをおつくりになるということをお聞きしていますが、それら 2 つに比べますと、どちらかというと、これはプロジェクトファイナンスに対する支援的な性格が強くて、別のことを言いますと、例えばハンズオン支援という言葉がありますけれども、そういう経営自体を国費を入れて、ノウハウを注入したりとか、そういうことよりは、どちらかというとプロジェクトのファイナンスを支援する機関だという性質が強いと思います。

さはさりながら、余り支援の形態は硬直的になってもいけませんので、メザニンが中心ですが、場合によっては出資をするというケースも出てくると思いますが、そこを今後、支援の形態をどうするかということは、またこれからの議論でございますので、今は幅を持って御説明させていただきたいと思います。

○渡委員長　I 委員、そのような回答で、よろしいでしょうか。

K 委員、どうぞ。

○K 委員　平成 40 年くらいまでにすべての保有株式債権の処分を行うよう努めなければならないということで、設立後 15 年とされております。そうすると、この事業で例えば 20 年のものは最初から課題があるといいますか、15 年後に転売できるのかどうかという御心配はお考えではないのでしょうか。

○事務局　15 年でやめるためには、ちゃんとエグジットは見つからないといけないということはおっしゃるとおりであります。

ただ、そういう中で努力規定の中で、できるだけここに収めていくということと、もう一つは、このサンセットになっていることは、民間のこういうマーケットを育てていくということが基本で、民間が育ったら消えるということでございますので、それがうまくいけば、エグジットも見つかってくるのではないかと見込んでいるところでございます。

○渡委員長　ありがとうございました。委員の皆様、ほかに意見はありますでしょうか。

それでは、時間になりましたので、本日は以上で閉会とさせていただきます。

なお、一部の方には御案内済みかと思われますが、1 月 20 日に第 29 回 PFI 委員会の開催を予定しておりました。しかし、本日、委員の皆様方の御協力によりまして、議事が円滑に進み、次回予定していた議題も含めて議論を終えることができましたので、来週 20 日予定していた委員会は中止とさせていただきたいと思います。

ただし、先ほど申し上げましたように、基本方針の改正案が委員会の本日の認識と大きく変わるといったような場合には、また改めて委員会を開催させていただくこととしたいと思います。

なお、先ほど、インフラファンドのご説明が事務局よりございましたが、これはまだ途中段階のものでありますし、今後国会で議論されるということなので、その進捗等を踏まえまして、状況報告をできるだけ早い時期に委員会で受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その日程等につきましては、また改めて事務局より御案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局はそれでよろしいですね。

○事務局　はい。

○渡委員長　それでは、本日は活発な御意見を本当にありがとうございました。

ちょうど時間になりましたので、以上をもちまして、閉会といたします。どうもありがとうございました。